

和歌山県警察シンボルマーク及びシンボルマスコット使用要領の制定について (例規)

(最終改正：平成29年1月13日 厚・務第3号)

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

この度、和歌山県警察のイメージアップと県民の信頼と期待にこたえる警察活動を推進するため和歌山県警察シンボルマーク及びシンボルマスコットを制定し、県民の理解と協力に支えられた県警察の確立に資することとしたが、これらの適正かつ効果的な運用を図るため、和歌山県警察シンボルマーク及びシンボルマスコット等使用要領を別記のとおり定め、平成6年7月1日から実施することとしたので、効果的に活用されたい。

別記

和歌山県警察シンボルマーク及びシンボルマスコット使用要領

第1 趣旨

この要領は、和歌山県警察シンボルマーク及びシンボルマスコットの制定等に関する訓令（平成6年和歌山県警察本部訓令第33号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察シンボルマーク及びシンボルマスコット（以下「シンボルマーク等」という。）の適正かつ効果的な使用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 基本方針

シンボルマーク等は、平素の警察活動をはじめ、交通安全運動、防犯運動等の各種行事、寄稿活動及び県民との交流の機会において、有効かつ適正に用いるものとする。

第3 使用範囲

シンボルマーク等は、次に掲げる物品等に用いるものとする。

- (1) 名刺、ポスター、パンフレット等の印刷物
- (2) 封筒等の事務用品
- (3) 警察車両、警察用船舶、警察用航空機等の装備品
- (4) めいぐるみ等の玩具類
- (5) 機関誌（紙）、広報誌（紙）等の広報資料
- (6) バッジ、ネクタイピン、キーホルダー、カフスボタン等の装飾品
- (7) テレホンカード、盾等の記念品
- (8) その他警察本部長が定めるもの

第4 使用申請等

- 1 シンボルマーク等を使用しようとするとき（関係団体の依頼等により使用する場合を含む。）は、シンボルマーク等使用申請書（別記様式）により、警務部厚生課を經由して警察本部長に申請しなければならない。

（ただし、本県警察が作成し業務上使用するものを除く。）

- 2 警察本部長は、申請を受理した場合において警察活動の推進に必要であると認めたときは、使用を許可するものとする。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

- (1) 警察の威信を傷つけ、若しくは警察に対する正しい理解を妨げ、又はそのおそれがあるとき。

- (2) 特定の団体、個人等の宣伝に利用しようとするとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用しようとするとき。
- (4) 正しい使用方法等により使用しないと認めるとき。

第5 使用上の留意事項

(省略)

(別記様式省略)